

報道関係者 各位

令和元年 9 月 27 日

【照会先】

中央労働委員会事務局

個別労働関係紛争業務支援室

室長 田尻 智幸

支援官 松野 明広

(直通電話) 03(5403)2181

10 月は「個別労働紛争処理制度」周知月間です

～労働相談会や出前講座、セミナーなどを全国で開催～

中央労働委員会と都道府県労働委員会は、毎年 10 月を「個別労働紛争処理制度」周知月間として、集中的な周知・広報を実施しています。

今年度は、主に、以下のような取組を行います。また、昨年に引き続き Twitter、Facebook による情報発信を行い、周知・広報の充実を図ります。

1 実施期間

令和元年 10 月 1 日（火）から 10 月 31 日（木）までの 1 か月間

2 主な取組

「職場のトラブルでお悩みの方、道府県労働委員会が解決のお手伝いをします。」などをキャッチフレーズに、全国各地で労働相談会や出前講座、セミナーなどを開催します。（各労働委員会により実施内容が異なります。詳細は別紙 1～4 参照）

(1) 都道府県労働委員会

- ① 労働相談会の開催
- ② 街頭宣伝活動の実施
- ③ 出前講座、セミナーなどのイベント
- ④ 車内広告の掲載、地元メディアへの出演 など

(2) 中央労働委員会

- ① 労使関係セミナーの開催
- ② SNS (Twitter、Facebook) による情報発信（イメージは別紙 4 参照）
- ③ 商業施設における店内放送による制度周知等

都道府県労働委員会の「個別労働紛争処理制度」の特色

労働者個人と事業主の間で起きた職場でのトラブルを、労働問題の専門家であり公益、労働者、使用者を代表する「あっせん員」が、公正・中立な立場で問題の解決に向けて支援しています。

別紙 1 「個別労働紛争処理制度」に係る周知月間における各道府県労働委員会別取組予定（令和元年度）

別紙 2 労働相談会の開催一覧、街頭宣伝活動の実施一覧

別紙 3 「個別労働紛争処理制度」周知月間中に開催される労使関係セミナー

別紙 4 「個別労働紛争処理制度」周知月間に係る SNS 情報発信イメージ

参考 1 「個別労働関係紛争処理制度」に係る周知月間 実施要綱（抄）

参考 2 労働委員会の「個別労働紛争処理制度」の概要

「個別労働紛争処理制度」に係る周知月間における各都道府県労働委員会別取組予定(令和元年度)

取組労働委員会	労働相談会(※1)	街頭宣伝活動(※1)	出前講座セミナー等のイベント(※1)	SNSによる情報発信(※2)	記者会見	地元TV出演	マスコミ依頼	自治体依頼	団体依頼	労働委員会ホームページ掲載	メールマガジン掲載	広告掲載	その他 特記事項
北海道		○	○	○			○	○	○	○	○		初めて、北海道(労働委員会事務局)、北海道社会保険労務士会札幌三支部、ジョブカフェ北海道が連携の上、PRパネル展や社会保険労務士による無料相談会を開催。
青森	○			○			○	○	○	○	○		
岩手	○	○	○	○			○	○	○	○	○		
宮城		○		○			○	○	○	○	○		
秋田		○					○	○	○	○	○		
山形	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・街頭PR(ティッシュ配布)の会場を労働者の多いと思われる場所、時間帯に変更 ・相談者がアクセスしやすい会場に変更(県庁→大手門ハルズ)
福島			○	○				○	○	○		○	
茨城	○			○			○	○	○	○			
栃木	○	○		○			○	○	○	○	○	○	今回の周知活動に併せて、外国人向けに「やさしい日本語」で表記したチラシ及び英語、中国語、ベトナム語、フィリピン語、ポルトガル語、スペイン語で表記したホームページを作成した。
群馬		○	○				○	○	○	○			
埼玉								○	○	○		○	ポスターを作成し、公共機関や労働、使側団体等に掲示を依頼予定(新規の取組)。
千葉	○						○	○	○	○	○		JR千葉駅、船橋駅、京成線主要駅、東武線船橋駅、柏駅構内にポスター掲示を予定
新潟	○		○	○	○	○	○	○	○	○			
山梨	○	○	○				○	○	○	○			
長野		○	○	○			○	○	○	○			○
静岡				○			○	○	○	○	○		
富山	○			○			○	○	○	○	○		
石川	○		○				○	○	○	○	○		
福井	○			○			○	○	○	○	○	○	・相談者の利便性の向上のため、労働相談会の開催日を土曜日から日曜日に変更し相談者数の増加を図る。 ・求人関係のウェブマガジンのページ上に、労働委員会のバナーを掲載予定。
岐阜							○	○	○	○	○		2019年版岐阜県民手帳への掲載
愛知								○	○	○	○		
三重							○		○	○			
滋賀	○			○			○	○	○	○	○		・労働相談会のチラシデザインを刷新 ・SNSでの広報を実施予定(新規)
京都				○				○	○	○	○		
奈良	○			○			○	○	○	○		○	・労働相談会については、相談者の利便性を勘案し、休日及び夜間に相談会を開催する。 ・今年度の休日相談会は、来場者の多いショッピングモールや図書館で開催する。
和歌山	○	○					○	○	○	○	○		
鳥取	○	○					○	○	○	○		○	・懸垂幕・横断幕によるPR ・周知ステッカーの配布
島根	○	○	○	○			○	○	○	○		○	
岡山							○	○	○	○		○	
広島			○	○				○	○	○		○	
山口								○	○	○	○		企業の労務担当者や経営者向けPRは、一般県民向けとは異なる専門的内容で実施
徳島	○	○	○				○	○	○	○	○		
香川	○		○				○	○	○	○	○		
愛媛	○	○	○				○	○	○	○		○	松山大学の出張相談は、30年度に引き続き愛媛県社会保険労務士会と共催で開催
高知	○		○	○			○	○	○	○		○	・昨年度に引き続きデジタルサイネージを広報媒体として利用することとしており、今年度は、より交通量が多く見込める場所に変更して利用する予定。 ・今年度初めてインスタグラムを広報媒体として利用する。
佐賀	○	○					○	○	○	○		○	
長崎	○						○	○	○	○		○	本県労働委員会では労働相談を行っていないことから、周知月間においては、知事部局で労働相談を行っている担当部署の協力を得て、労働相談を実施予定としている。
熊本			○	○				○	○	○			
大分	○			○			○	○	○	○		○	
宮崎	○			○			○	○	○	○		○	例年、労働相談会は月曜日～日曜日の1週間としていたが、マスコミ等による広報効果を最大限活かすため、今年度は労働相談会の初日を土曜日とし、相談件数の増加を図る。
鹿児島	○		○	○			○	○	○	○			
沖縄			○	○			○		○	○		○	
合計	25	15	18	24	2	10	35	38	42	42	16	25	

※1 労働相談会、街頭宣伝活動、出前講座等の主な日程等については別紙参照。

【東京都、兵庫県、福岡県、神奈川県、大阪府を除く】

※2 SNSとは、ソーシャル・ネットワーキング・サービスをいう。(例: Twitter, Facebook)

「個別労働紛争処理制度」周知月間に合わせて実施する労働相談会、街頭宣伝活動の一覧

労働委員会	労働相談会		街頭宣伝活動		出前講座、セミナーなどのイベント開催
	開催予定日	開催予定場所	実施予定日	実施予定場所	
北海道			10/12	札幌駅前通地下歩行空間	【出前講座】10/12:札幌市民交流プラザ 【PRパネル展】10/12:札幌駅前通地下歩行空間、未定:旭川市
青森	10/1 10/6 10/20 10/27	青森県労働委員会 弘前文化センター ユートリー 青森県労働委員会			
岩手	10/6 10/12 10/12	アイーナ あずもあ遠野(遠野市) イーストピアみやこ	10/6 10/12 10/12	アイーナ あずもあ遠野(遠野市) イーストピアみやこ	【出前講座】10/11:夢実耕望(二戸市)
宮城			10/3	JR仙台駅	
秋田			10/3	JR秋田駅前	
山形	10/6 10/6 10/20 10/20	最上広域交流センター(新庄市) アクティール米沢(米沢市) 大手門ハルズ(山形市) 酒田勤労者福祉センター(酒田市)	10/1	イオン山形南店	【出前講座】10/8:東北公益文科大学(酒田市)、 10/16:新庄コアカレッジ(新庄市)
福島					【出前講座】10/2:福島大学(福島市)、10/17:県立四校(いわき市)、10/31:県立湖南高校(郡山市)
茨城	10/17 11/21	労働委員会事務局 労働委員会事務局			
栃木	10/22~23	オリオンACぶらざ	10/1	JR宇都宮駅	
群馬			10/4 10/13	JR高崎駅(高崎市) スマーク伊勢崎(伊勢崎市)	【出前講座】10/3:高崎経済大学
千葉	10/2 10/16 10/27	千葉県労働委員会 千葉県労働委員会 フェイスビル(船橋市)			
新潟	10/6 10/26	新潟県庁 長岡市中央公民館(長岡市)			【出前講座】12/20:県立村松高等学校(五泉市)、 1/7:県立栃尾高等学校(長岡市)
山梨	10/13 10/13	イオンモール甲府昭和 河口湖ショッピングセンター-BELL(富士河口湖町)	10/13 10/13	イオンモール甲府昭和 河口湖ショッピングセンター-BELL(富士河口湖町)	
長野			10/1 10/2	JR長野駅 JR松本駅(松本市)	【出前講座】1/16:伊那市内(場所未定)
富山	10/18	労働委員会労働相談室			
石川	10/16	石川県職業能力開発プラザ(金沢市)			【セミナー】10/30:石川県庁(金沢市)
福井	10/6 10/20 10/29	アオッサ(福井市) 越前市文化センター(越前市) 福井県庁(福井市)			
滋賀	10/4 10/13 10/20 10/25 10/29	滋賀県庁 県消費生活センター(彦根市) 県男女共同参画センター(近江八幡市) 滋賀県庁 市民交流プラザ(草津市)			【出前講座】10/9:滋賀大学彦根キャンパス(彦根市)
奈良	10/6 10/10 10/27	イオンモール橿原(橿原市) 奈良商工会議所 奈良県立図書館			
和歌山	10/14	イオンモール和歌山	10/2	JR和歌山駅、南海和歌山市駅	
鳥取	10/27 10/27 10/27	県東部:県民ふれあい会館 県中部:倉吉未来中心 県西部:米子市公会堂	10/12 10/12 10/12	県東部:イオン鳥取北 県中部:パープルタウン 県西部:イオン日吉津店	
島根	10/27	くにびきメッセ	10/2	JR松江駅前	【パネル展】9/24~10/3:島根県庁 【パネル・書籍展】10/4~11/6:島根県立図書館 【セミナー】10/19:島根県立図書館 【行灯展示】10/18~20:島根県庁庭園
広島					
徳島	10/6 10/10 10/17 10/27 10/31	阿南ひまわり会館 徳島県庁 徳島県庁 美馬市地域交流センター 徳島県庁			【パネル展】9/30~10/11:徳島県庁1階県民ホール
香川	10/1~2 10/3 10/4 10/5~6 10/7	香川県庁 三豊市役所(三豊市) 丸亀市役所(丸亀市) 香川県社会福祉総合センター さぬき市役所(さぬき市)			【パネル・ポスター展】10/7~11:香川県庁
愛媛	10/10 10/15 10/17 10/25	労働委員会(夜間電話相談(職員)) 松山大学(松山市) 労働委員会(夜間電話相談(職員)) 労働委員会(委員専門相談)	10/15	松山大学(松山市)	【セミナー】10/15:松山大学(松山市)
高知	10/18	高知県北庁舎4階			【パネル展】10/18~24:高知県庁本庁舎ロビー、 10/25~31:オーテピア高知図書館
佐賀	10/5~11	労働委員会室	10/3	佐賀駅、佐賀駅バスセンター	
長崎	10/27 10/27	長崎県庁 長崎県北振興局(佐世保市)			
熊本					【セミナー】10/11:熊本市現代美術館内会議研修室
大分	10/1~7 10/24	労働委員会事務局相談室 別府市役所1階レセプションホール			
宮崎	10/26~11/1	労働委員会事務局			
鹿児島	10/15 10/23 10/27	出水市役所(出水市) 鹿児島県庁 かこしま県民交流センター			【出前講座】10/29:鹿児島大学
沖縄					【出前講座】11/26:沖縄大学

※各准しの詳細については、当該労働委員会にお問い合わせください。労働委員会の一覧は中央労働委員会ホームページ「都道府県労働委員会」をご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/chuho/chihou/pref.html>

「個別労働紛争処理制度」周知月間中に開催される労使関係セミナー

中央労働委員会及び都道府県労働委員会では、集団的労使紛争、個別労働紛争に関する制度と、これらの紛争の解決をサポートする機関である労働委員会について、労使関係者の認識を深めることを目的として、①働き方改革、正規・非正規雇用問題、外国人労働者受け入れ、メンタルヘルス、パワーハラスメント、などの労使関係者の関心が高いテーマの基調講演、②労働委員会が取り扱った紛争解決事例等の紹介や検討、パネルディスカッションなどを内容とするセミナーを全国各地で開催しております(参加無料・要予約)。月間中(11月を含む。)に開催されるものは次のとおりです。

開催地	青森市	大阪市	広島市	新宿区	高松市	札幌市
開催日	10月1日(火)	10月1日(火)	10月23日(水)	10月31日(木)	10月30日(水)	11月19日(火)
時間	13:30-16:30	13:30-16:30	13:30-16:30	13:30-16:30	13:30-16:30	13:30-16:30
会場	アピオあおもり	エルおおさか	広島YMCA	新宿区立 牛込筆筈 区民ホール	香川県社会福祉総 合センター	道民活動センター 「かでる」ホール
基調講演	働き方改革 ～長時間労働規制、地域限定社員等の解説～	外国人労働者受け入れの影響と労働市場の在り方	実務に活かす！職場のメンタルヘルス	職場のパワーハラスメント対策	同一労働同一賃金原則導入後の労使間労使間コミュニケーションの促進に向けて ～長澤運輸事件を契機に～	正規・非正規雇用問題・解雇問題(仮題)
	皆川宏之氏 中央労働委員会東日本区域地方調整委員、千葉大学大学院社会科学研究院教授	佐々木勝氏 大阪大学大学院経済学研究科教授	原 昌登氏 中央労働委員会東日本区域地方調整委員、成蹊大学法学部法律学科教授	山本圭子氏 茨城県労働委員会会長代理、公益委員、法政大学法学部講師	柏崎洋美氏 中央労働委員会西日本区域地方調整委員、京都学園大学経済経営学部准教授	皆川宏之氏 中央労働委員会東日本区域地方調整委員、千葉大学大学院社会科学研究院教授
パネルディスカッション等	パネルディスカッション	外国人労働者等の雇用について	パネルディスカッション	公益・労働者・使用者委員による紛争解決事例の検討	パネルディスカッション	事例紹介
定員	100名	200名	200名	300名予定	100名	200名

※ なお、12月以降も松江市、京都市、墨田区において開催予定です。

※ 各セミナーの詳細は、中央労働委員会ホームページの「労使関係セミナーの御案内」をご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/churoi/roushi/index.html>

「個別労働紛争処理制度」周知月間に係る SNS 情報発信イメージ

【10月は「個別労働紛争処理制度」周知月間です】

職場のトラブルを解決するために、設けられた道府県労働委員会。本日より3日間、解決事例をマンガでご紹介します。本日は、#配置転換 に関するトラブルです。

<https://www.mhlw.go.jp/churoi/assen/index.html>

転居を伴う異動が解決したケース

個別的労働紛争のあっせんの進め方

個別的労働紛争事例①



(参考1)

「個別労働関係紛争処理制度」に係る周知月間 実施要綱 (抄)

平成 21 年 4 月 23 日
全国労働委員会連絡協議会

全国労働委員会連絡協議会（以下「全労委」という。）は「個別労働関係紛争処理制度」に係る周知月間の実施要綱を次のように定める。

1 名称

「個別労働関係紛争処理制度」に係る周知月間

2 趣旨

企業組織の再編、雇用形態の多様化、人事労務管理の個別化、労働組合組織率の低下等に伴い、労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争が増加している。

これらの紛争の未然防止及び実情に即した迅速かつ適正な解決のため、都道府県労働委員会では必要に応じて個別労働関係紛争処理制度を設けているところであるが、その周知・広報を通じて一層の利用拡大を図るため、この度、「個別労働関係紛争処理制度」に係る周知月間（以下「月間」という。）を定め、種々の周知・広報活動等を全国的に実施するものである。

3 実施機関

中央労働委員会及び個別労働関係紛争処理制度を設けている都道府県労働委員会

4 実施期間

10月の1か月間

5 実施内容

実施機関が行っている事業について、原則として、全労委として統一月間を定めて行うこととする。

6 主な実施事項例

- (1) 労働相談会の開催（月間の主要行事として全国一斉実施となるよう可能な限り調整）
- (2) 各地域におけるイベント等の開催
- (3) マスメディアを活用したPRの実施
 - ・ 月間に関する報道発表
 - ・ 労働関係広報誌への月間記事の掲載依頼 等
- (4) その他実施機関が独自に行う取組のうち、月間中に行うことが効果的なもの。

7 全労委による関係機関に対する協力要請

全労委として取り組む周知・広報等に関して、全労委名により、労働関係紛争に係る機関に対して協力要請を行う。

8 月間実施上の留意事項

より効果的な周知・広報を図る観点から、広報媒体への相乗りやイベントの共催等、関係機関・団体等との積極的な連携を図り、相乗効果の確保に努める。

注：「全国労働委員会連絡協議会」は、中央労働委員会と47の都道府県労働委員会によって構成されている。

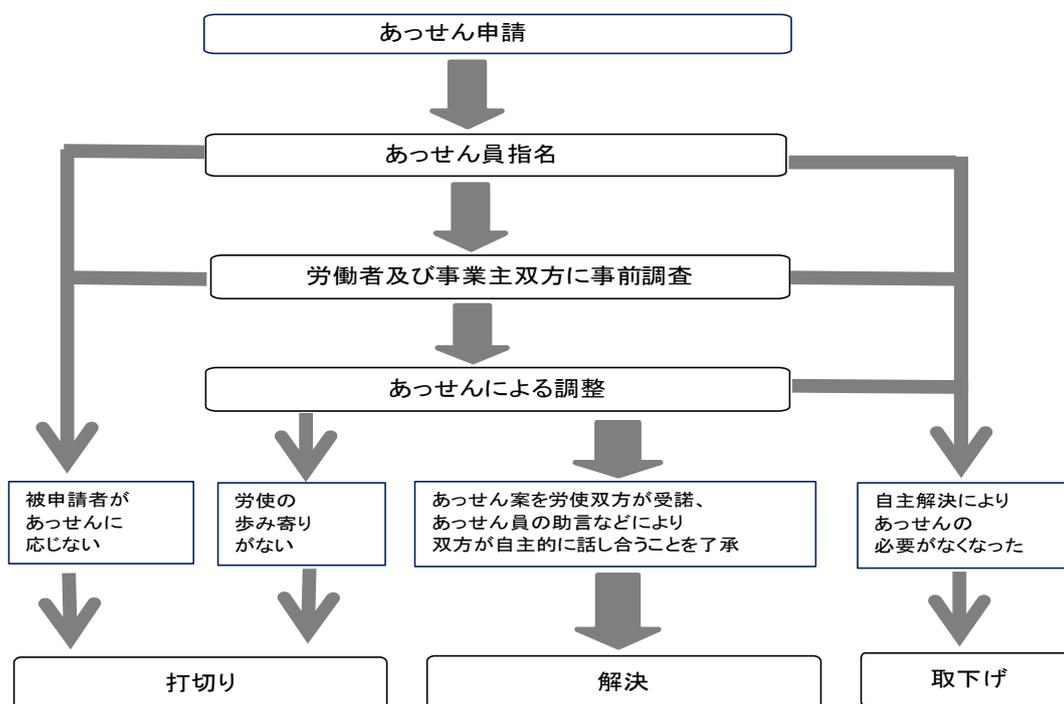
労働委員会の「個別労働紛争処理制度」の概要

労働委員会の「個別労働紛争処理制度」は、労働者と事業主の間に発生した有期契約の雇い止め、パワハラ等のトラブルを、労働問題の専門家である「あっせん員」（公労使三者構成）が、公正・中立な立場で問題の解決に向けて支援するもので、44 都道府県労働委員会（東京都、兵庫県、福岡県を除く道府県）で設けられています。

1 労働委員会の「個別労働紛争処理制度」の一般的な仕組み

- (1) 利用は無料で、秘密厳守となっています。
- (2) 申請手続きは、申請書を労働委員会へ提出するだけの簡単なものです。
- (3) あっせん員は三者構成で、労働問題の専門家である、①公益側（弁護士など）、②労働者側（労働組合役員など）、③使用者側（会社役員経験者など）を代表するあっせん員が、トラブル解決のサポートに当たります。
- (4) 処理に要した期間は42.2日で、1か月以内が41.3%、2か月以内では82.5%であり（平成29年度実績）、迅速な処理を行っています。

【個別労働紛争のあっせんの流れ】



2 他の個別労働紛争処理機関と比較した場合の特色

他の個別労働紛争処理機関と比較すると、労働委員会は、将来に向けた労使関係の改善を目指す集団労使紛争解決のノウハウを活かして、次のような特色を持つ個別労働紛争解決支援を行っています。

- (1) あっせんには、学識経験者である公益委員だけでなく、労使の委員も加わっています。このため、労使それぞれの立場を理解した方に相談し、アドバイスを受けることが可能となっており、安心して利用できます。また、知識経験や代理人を依頼する資力に乏しい労働者でも利用しやすいものです。
- (2) 申請を行った労働者自身の労働条件等の改善だけでなく、職場全体の労働条件・職場環境の改善につながっている事案もあります。
- (3) 雇用契約終了に伴う金銭解決のケースだけでなく、雇用が継続するケースもあり、雇用の安定につながっている事案もあります。

○ 労働委員会における労働紛争解決事例に関する詳しい情報は、中央労働委員会ホームページの「労働紛争の調整事例と解説」コーナーをご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/churoi/> または

中労委

検索 